

真岡市営墓地（熊倉墓地・長田霊園）公募要領

1 公募区画及び使用料等

◆新規区画分

墓地名	種別	面積	永代使用料	管理手数料
長田霊園	第5種	4.0㎡	279,000円	4,500円/年

◆返還区画分（返還された区画があった場合のみ）

墓地名	種別	面積	永代使用料	管理手数料
熊倉墓地	第1種	4.4㎡	73,000円	910円/年
熊倉墓地	第2種	6.0㎡	103,000円	1,240円/年
長田霊園	第3種	4.0㎡	233,000円	4,120円/年
長田霊園	第4種	4.0㎡	247,000円	4,500円/年

*熊倉墓地については、区画内除草等の維持管理をご自身で行っていただきます。

2 申込資格

- ①市内に引き続き6ヶ月以上住所を有する方
- ②世帯全員が市税等を完納している方
- ③遺骨を所有し、すぐに墓地を必要としている方
(市外の墓地等から改葬を希望する方も、遺骨所有とみなします。)

3 申込期間

令和5年4月3日(月)～ (土・日・祝日・年末年始を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

受付場所 環境課環境保全係 (市役所本庁舎2階)

4 申込方法

真岡市営墓地使用許可申請書等に記入して、環境課に提出してください。

(申請用紙は環境課に備えてあります)

*火葬許可証または改葬許可証を提示していただきます。

5 区画の決定

長田霊園第5種につきましては、申込順に指定した区画を使用していただきます。返還区画分については、申込時点で返還されている区画の中から選択していただきます。

事前に現地を確認したい方は、環境課までお問い合わせいただければ、その時点での区画の使用状況をお伝えします。

6 施設の制限

市営墓地には施設等の制限があります。(墓石の高さや幅 等)

7 その他

- ・市営墓地の使用権を他人に譲渡したり、名義を貸したりすることは一切できません。
- ・申し込みの状況によっては、随時の公募を取り止める場合があります。
- ・納付された使用料・管理手数料につきましては、原則返還されません。ご家族で十分に協議されてからお申し込みください。

真岡市市民生活部環境課環境保全係

TEL 0285-83-8125